

# ○通行禁止道路通行許可取扱要領の制定について

〔平成20年7月29日 警察本部長〕  
〔岩規制 第332号〕  
各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの要領を別添のとおり制定し、平成20年8月1日から施行するので誤りのないよう  
にされたい。

## 別添

### 通行禁止道路通行許可取扱要領

#### 第1 許可概要

道路標識等により通行が禁止されている道路又はその部分は、警察署長がやむを得ない理由があると認めて通行を許可した場合に通行できるものであり、許可申請に基づく許可証及び標章の交付が必要となる。

本件の許可証及び標章の交付事務は、許可行為であり、岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）第5条第1項第2号に定める道路標識等による通行禁止規制等の除外とは異なるものである。

#### 第2 根拠規定

##### 1 許可行為

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条第2項

##### 2 許可対象

- (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第6条各号
- (2) 細則第7条

##### 3 許可申請

道路交通法施行規則（昭和35年内閣府令第60号。以下「規則」という。）第5条第1項

##### 4 許可証交付

法第8条第3項

##### 5 標章交付

細則第8条第2項

#### 第3 許可申請の受理等

##### 1 申請者

原則として申請に係る車両の運転者からの申請とする。

申請に係る車両を会社等が所有する場合は、当該車両を管理する代表者からの申請とする。

## 2 申請の受理警察署

通行許可を必要とする区間又は区域を管轄する警察署が申請を受理すること。

## 3 申請書面

申請に際しては、通行禁止道路通行許可申請書（規則別記様式第一の三）2通を提出させ、当該申請書は、1通を受理した警察署の控えとして保管し、他の1通を許可証として申請者に交付すること。

## 4 申請時の添付書面

申請に際しては、次に掲げる書面を添付させること。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 主たる運転者の運転免許証の写し
- (3) 通行する場所を明示した見取図

## 5 許可の範囲

許可は、原則として申請を受理した警察署の管轄区域内に限るものとする。ただし、当該申請の場所が二以上の警察署の管轄区域にわたるものについては、関係警察署と協議して許可すること。

協議の結果、許可の承諾を得たときは、許可証の下部余白に関係警察署と協議した旨を記載すること。

## 6 許可申請件数の単位

原則として一区間毎又は一区域毎に申請させること。ただし、申請車両が恒常的に数箇所の間又は区域を通行する必要があるときは、その数箇所の区間又は区域を記載した書面を申請書に添付させ一括申請させることができる。

## 第4 許可申請内容の審査

申請に係る行為が、次に掲げるいずれかの「やむを得ない理由」があると認めるときに許可するものであることから、申請書面では確認のできない細部にわたる内容を聴取するなど慎重に審査すること。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出入りするため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。（政令第6条第1号）

「通常保管するための場所」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律を始めとした関係法令に違反しない場所をいう。

- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。（政令第6条第2号）

具体的には、次に掲げるすべてを満たす場合に限る。

- (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならないこと、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
- (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。
- (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

3 貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。(政令第6条第3号)

「公安委員会が定める事情」を具体的に規定したのが細則第7条であり、通行を禁止されている区域若しくは道路の区間内に起点又は終点を有し、かつ、次に掲げる場合である。

(1) 貨物の集配その他日常生活に欠かすことのできない物品を運搬しなければならない相当の理由がある場合

国土交通大臣又は地方運輸局長の許可等を受けた運送事業者による貨物の集配、業務としての灯油等の生活必需品の搬送等で通行しなければならない場合をいう。

(2) 冠婚葬祭等社会慣習上通行しなければならない場合

結婚式、葬儀、神事及び祭礼等、社会生活において一般的又は伝統的に行われている儀式等の主要部分において通行しなければならない場合をいう。

(3) 身体障害者が使用する車両で、通行しなければならない相当の理由がある場合

身体の障害のある歩行困難な者が、自ら車両を運転し通行しなければならない場合等をいう。

(4) 公益その他業務上の必要により、通行しなければならない相当の理由がある場合

これに関し細則第7条には、具体的に規定していないが、「公益その他業務上の必要」を考慮すれば、次に掲げる場合等が対象となり得る。

ア 電気、ガス、水道又は通信に関する一般修理等のための通行

イ 道路維持作業用自動車以外の車両による道路及び道路付属物の維持又は管理のための通行

ウ 健康診断又は採血に使用する車両の通行

エ 医師又は助産師の一般往診のための通行

オ 高齢者又は身体障害者等の訪問看護、訪問介護、給食運搬等のための通行

## 第5 許可証等の交付等

1 許可証等の交付

審査の結果、許可すべきものであると認めるときは、通行禁止道路通行許可証（規則別記様式第一の三。以下「許可証」という。）及び通行禁止道路通行許可車標章（規則様式第1号の4。以下「標章」という。）を申請者に交付すること。

2 台帳への登載

申請を受理し許可証及び標章を交付するときは、道路交通法令施行手続に関する訓令（昭和50年警察本部訓令第17号）に規定する通行禁止道路通行許可台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）に登載し管理すること。

3 許可証等の番号

許可証及び標章の番号は、暦年毎の一連番号とすること。

4 台帳との契印等

許可証及び標章を交付するときは、許可証と申請書控えを契印し、さらに、台帳の左欄外と標章を契印し交付すること。

5 許可証等の再交付

紛失又は汚損等の理由により許可証及び標章の再交付申請があったときは、再交付

申請の理由を確認し、再交付の理由がある場合には、標章に「再交付」と朱書して交付すること。その際、標章の有効期限は、既に交付している標章と同一とすること。

汚損等により返納された許可証及び標章については、速やかに廃棄処分すること。

## 6 標章の記載事項変更

何らかの事情により、許可証又は標章の記載事項変更申請があったときは、記載事項変更申請の理由を確認し、記載事項変更の理由がある場合には、警察署に保管している申請書にその旨を記載のうえ、許可証又は標章の記載事項を訂正し、訂正個所に署長印を押印して交付すること。

許可証又は標章の訂正により、記載内容に疑義が生じる可能性が考えられる場合等には、新たな許可証又は標章を交付しても構わないが、その際、許可証又は標章の有効期限は、訂正前の標章と同一とすること。

## 第6 身体障害のある者を輸送する車両に対する許可の取扱い

### 1 基本的な考え方

前記第4の2に該当する場合は、「番号標に表示されている番号」及び「主たる運転者」を特定せず、通行禁止道路等における通行の許可をすることができる。

### 2 取扱要領

#### (1) 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体障害のある者に交付すること。

#### (2) 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し次の事項について指導すること。

##### ア 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、身体障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」、「許可証番号」を回答できるよう「申請者の氏名」、「許可証番号」を事前に通知すること。

##### イ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

##### ウ 許可条件の通知

申請者は、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、身体障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示しその条件を通知すること。

##### エ 標章の掲出

細則第8条第4項は、標章の掲出を義務づけているので、申請者がタクシー等に乗車する際には、身体障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

#### (3) 申請書の記載の例

##### ア 「主たる運転者」の欄

〇〇〇〇（身体障害のある者の氏名）が乗車する車両の運転者

イ 「番号標に表示されている番号」の欄

〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両

ウ 「やむを得ない理由」の欄

身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行

## 第7 標準処理期間

閉庁日を除き5日以内とする。

## 第8 標章の有効期限

標章の有効期限は、交付の日から起算して1年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とすること。ただし、通行禁止区域等内に居住又は勤務する場所を有する者にあつては、交付の日から起算して3年以内で、申請の内容を勘案して必要最小限度の期限とすること。

## 第9 留意事項

### 1 許可の対象となり得ない通行

通行しなければならない「やむを得ない理由」がある場合に限り許可するもので、また、細則第7条で、通行を禁止されている区域若しくは道路の区間内に起点又は終点を有することを前提としていることから、単に通過するだけの通行、一方通行規制に逆行する通行、通行禁止規制と関連しない単独の指定方向外進行禁止規制の場所の進行は許可の対象となり得ない。

### 2 許可証等を交付時の指導

許可証等を交付するときは、標章の裏面に記載している注意事項について確認させるとともに、周辺の道路状況及び交通環境に配慮した通行について指導すること。

### 3 条件付与

条件付与は、道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑を図り、及び交通に起因する障害を防止するため必要があるときは条件を付することができる。ただし、必要と認める限度を超えないよう注意しなければならない。

### 4 日時・場所を特定しない申請の対応

観光バス事業者等が突発に葬祭時の搬送を依頼されるために、申請書の「通行しようとする通行禁止道路の区間」の欄に「〇〇警察署管内一円」、「運転の期間」の欄を一年間として日時・場所を特定しない申請がなされる場合があるが、このような場合は、許可の条件として、禁止場所通行の必要性が生じた都度、許可した警察署に通行日、場所を連絡することを義務づけるなどにより対応すること。

## 第10 台帳等の保存期間等

台帳及び警察署控えの申請書の保存期間は3年とする。

## 第11 許可申請に対する不許可理由の提示等

### 1 不許可理由書の交付

申請により求められた許可を不許可処分とする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないことから、不許可理由書（様式第1号）を交付すること。

### 2 不許可理由の内容

不許可理由書の交付は、申請者に何故不許可となったかを理解させるためのもので

あることから、当該理由の内容については、不許可の根拠条項、審査基準等の原因となる事実を明示すること。

### 3 審査基準の提示

申請書の記載内容又は添付書類等から、当該申請が審査基準に適合しないことが明らかであるときは、申請者から求めがあったときに審査基準を示せば足りる。

様式第1号 省略